

平成23年度 徳島県スポーツ振興審議会

日 時：平成23年11月1日(火)
午後3時から

場 所：旧阿波銀行かちどき橋支店
2階会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 スポーツ基本法について

5 議 題

(1) 新「徳島県スポーツ推進計画(素案)」について

～4部会合同会議において～

(2) 各専門部会において協議

(3) その他

6 閉 会

平成23年度 徳島県スポーツ振興審議会資料

【目次】

・ 徳島県スポーツ振興審議会委員	1 P
・ スポーツ基本法新旧対照表	2 P
・ 徳島県スポーツ推進審議会設置条例新旧対照表	4 P
・ スポーツ推進計画の策定シミュレーション	6 P

<別添資料>

- ・ スポーツ基本法リーフレット
- ・ 新「徳島スポーツ推進計画（素案）」

徳島県スポーツ振興審議会委員

任期:平成22年9月1日～平成24年8月31日

	憲章区分による部会		氏名	役職
副会長	運動好きで健やかな 子どもたちが育つ 「元気なとくしま」 部会	部会長	佐藤 充宏	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部教授
			松岡 優	徳島市民病院副院長
			佐古 哲子	徳島県女子体育連盟会長
			藤本 美加	元全日本女子バレーボール選手
会長	世界にはばたく トップアスリートが育つ 「輝くとくしま」 部会	部会長	宇山 孝人	徳島県体育協会専務理事
			弘山 晴美	元オリンピック日本代表
			豊永 陽子	生光学園中学校・高等学校教諭
			竹林 義浩	OKスイミングスクールコーチ
	生涯にわたって スポーツを楽しむ 「豊かなとくしま」 部会	部会長	田中 俊夫	NPO法人日本健康運動指導士会理事
			大西真知子	いけだスポーツクラブ・クラブマネジャー
			小川 広美	徳島県市町村保健師連絡協議会会長
	親睦や交流の場として スポーツに親しむ 「ふれあいとくしま」 部会	部会長	山口 隆弘	徳島新聞社編集局運動部長
			坂田千代子	(株)あわわ代表取締役社長
			田中 泰斗	大塚製薬(株)徳島本部総務部次長
			関本 真美	トクシマフィットネスラボ主宰

スポーツ基本法（新）	スポーツ振興法（旧）
<p>(スポーツ基本計画)</p> <p>第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。</p> <p>3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。</p>	<p>(計画の策定)</p> <p>第四条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第二十三条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(地方スポーツ推進計画)</p> <p>第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとする</p>	<p>3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。</p> <p>4 都道府県及び第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第三項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合に</p>

<p>きは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)</p>	<p>(スポーツ振興審議会等)</p>
<p>第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。</p>	<p>第十八条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 前二項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれら事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。</p>
<p>(削除)</p>	<p>6 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。</p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>
<p>(削除)</p>	<p></p>

徳島県スポーツ推進審議会設置条例（新）	徳島県スポーツ振興審議会設置条例（旧）
<p style="text-align: center;">徳島県スポーツ推進審議会設置条例 （設置）</p> <p>第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。</p> <p style="text-align: center;">（会長及び副会長）</p> <p>第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第五条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">（雑則）</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p>	<p style="text-align: center;">徳島県スポーツ振興審議会設置条例 （設置）</p> <p>第一条 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、徳島県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（会長及び副会長）</p> <p>第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">（会議）</p> <p>第五条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">（雑則）</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p>

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第六三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第二一号）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三五号）

1 この条例は、平成二十三年十月二十日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の徳島県スポーツ振興審議会設置条例第一条に規定する徳島県スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の徳島県スポーツ推進審議会設置条例第二条第二項の規定により、徳島県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条例第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年八月三十一日までとする。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第六三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第二一号）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

スポーツ推進計画の策定シミュレーション

年度	月	国の動き	県・事務局	審議会	議会
21	3月	「スポーツ立国戦略」の策定に向けた検討開始 ヒアリング調査	県民のスポーツ・健康に関する アンケートの実施・集計・分析	21年度 審議会開催(方向性の検討)	
	7月	「スポーツ立国戦略」の策定	・計画の柱(案)の検討	審議会委員の任期満了 新委員任命	
	8月末 9月			22年度 第1回審議会開催 (調査結果等報告・スケジュール ・計画の柱審議)	
	10月		・計画の課題と問題点 の検討		
	2月			22年度 第2回審議会・各専門部会開催 (計画の課題と問題点の整理)	
23	8月	新「スポーツ基本法」公布・施行	★4つの専門部会・担当者会・随時開催★ ・「元気なとくしま」部会 ・「豊かなとくしま」部会 ・「ふれあいとくしま」部会 ・「輝くとくしま」部会		
	10月		新・推進計画(案)の作成	23年度 第1回審議会・各専門部会開催 (新・推進計画(案)の検討)	
	2月	新「スポーツ基本計画」の策定 (時期未定)	新・推進計画(案)の修正	23年度 第2回審議会・各専門部会開催 (新・推進計画(案)の検討)	
24	8月末 9月		新・推進計画(案)の修正	審議会委員の任期満了 新委員任命	
	10月	運動?	新・推進計画(案)の修正	24年度 第1回審議会開催 (新・推進計画(案)の諮問)	11月議会 事前総務委員会 (新・推進計画(案)の報告)
	2月		パブリックコメント 11月中旬～12月中旬 意見募集 意見取りまとめ、計画修正	24年度 第2回審議会開催 (新・推進計画(案)の答申)	2月議会 事前総務委員会 (新・推進計画(案)の報告)
	3月		計画公表 計画配布		